

# 農大生等現地研修支援事業補助金交付要領

制定 令和 6 年 5 月 22 日

## 第 1 趣旨

この要領は、農大生等現地研修支援事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）に定めるもののほか、補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

## 第 2 用語

この要領で使用する用語は、特に定めのない限り、要綱において使用する用語の例による。

## 第 3 補助金の交付

補助金の交付を受けることができる回数は、1人あたり、1年度につき5回までとする。

## 第 4 交付申請書の提出期日

要綱第4条第1項に基づく補助金の交付申請書の提出期日については、補助対象事業の完了から30日を経過した日又は、補助対象事業が完了した日の属する年度の末日のいずれか早い期日とする。

## 第 5 交付申請書には、次に掲げる書類を添付する。なお、特に指定のない場合は、原本に代えて、写しを添付することができる。

- (1) 山口県立農業大学校又はやまぐち就農支援塾の在籍を証明する書類（在学証明書等）
- (2) 研修実施報告書（別紙1）※原本
- (3) 補助対象経費計算表（別紙2）
- (4) 補助の対象となる経費の支出を証するもの（宿泊費の領収書等）
- (5) その他市長が必要と認める書類

## 第 6 書類の提出方法

書類は、萩市農林水産部農政課に提出するものとする。

## 第 7 個人情報の利用

市長は、市の事業の実施に必要な範囲内において、補助金の交付に関して取得した補助事業者に係る情報を利用することができる。

## 第 8 その他

要綱及びこの要領に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要領は、令和6年5月22日から施行する。